

国が行う『事業復活支援金』についてのお知らせ

国（経済産業省・中小企業庁）により行われた『一時支援金・月次支援金』に続く制度として『事業復活支援金』が創設されました。

『事業復活支援金』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者へ対し、個人の場合は最大 50 万円を受給できる制度であり、『事業復活支援金』の申請においては、『一時支援金・月次支援金』の仕組みを用いることで、事前確認や提出資料が簡略化されています。

当会では、『事業復活支援金』の『事前確認』を行う『登録確認機関』の認定を受けておりますので、『事前確認』をご希望の方は、下記の要領のとおり実施しますので、ご精読した上でご予約くださいますようお願い申し上げます。

また、ここでいう『事前確認』とは原則下記①～③についての確認です。

- ① 事業を実施しているか
- ② 給付対象その他の給付要件を正しく理解しているか
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けているか 等

なお、上記の『事前確認』を行ったからといって、必ず給付金が支給される訳ではないことをご理解くださいますようお願いいたします。

注意事項

- ・制度の詳細や、具体的な手続き方法等については、<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>『事業復活支援金』HPをご参照ください。
- ・個別具体的なご質問等は、事業復活支援金事務局 0120-789-140 までお電話をお願いします。
- ・当会では『事前確認』業務のみを行い、『事前確認』前のアカウント申請や、『事前確認』後の書類アップロード等の手続きは、法令等の制限もあり、一切行いませんのでご了承ください。
- ・『一時支援金・月次支援金』受給者の方は、改めて『事前確認』を行う必要はありません。当会へ予約することなく、ご自身で事業復活支援金の申請作業をお進めいただけます。

【給付対象者】

下記の①及び②を満たす事業者

① 新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受けている

② 自らの事業判断によらずに※対象月の売上が※基準月と比べて 30%以上減少している

※対象月とは→2021年11月から2022年3月までのいずれかの月

※基準月とは→2018年11月から2019年3月まで、

2019年11月から2020年3月まで、

2020年11月から2021年3月までの任意の基準月と同じ月

※飲食店等の、地方公共団体による休業・時短要請等に応じたことに伴う協力金等の対象となる事業者であっても、給付要件を満たす場合は、給付対象となり得ます。

なお、新型コロナウイルス感染症影響に関連する給付金等(※)は事業収入に含めません。

※持続化給付金、家賃支援給付金、事業再構築補助金、雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症に伴う特例)、協力金など

ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等(協力要請推進枠交付金が充てられるもの)を受給する場合(受給しようとする場合を含む。)は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する金額を、対象月の月間事業収入に加える必要があります。

詳細は、※[詳細資料](#)をご確認ください。

※詳細資料 URL → https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/pdf/summary.pdf

【不給付要件】

下記の(1)から(7)までのいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

なお、不給付要件のいずれかに該当する者は、たとえ不給付要件に該当しない他の事業を行っている場合であっても、事業復活支援金を受給することはできません。

- (1) 事業復活支援金に関する給付通知を受け取った者
- (2) 持続化給付金、家賃支援給付金、一時支援金、月次支援金に係る不正受給を行った者
- (3) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- (5) 政治団体
- (6) 宗教上の組織又は団体
- (7) (1)～(6)に掲げる者のほか、事業復活支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者

【当会でお受けする『事前確認』の対象者】

◆当会会員の個人事業者（過去1年以上当会へ在籍し、過去1回以上の指導実績がある方に限る）
で、申請ID番号を取得していて、下記の【必要書類等の持ち物】がすべて揃っている方

◆通常申請の方（新規開業や事業承継等の申請特例は当会では対象外とさせていただきます）

※『事前確認』の費用は無料です。

※当会では、電話やインターネット上のみの『事前確認』は行っておりません。（対面のみ）

【必要書類等の持ち物（データや画像はプリントアウトしたものに限る）】

下記の①から⑦を必ず全てお持ちください。

①事前に取得した申請ID番号（事業復活支援金HPで取得）

②上記ID申請時に入力した電話番号

③次の「」内の本人確認書類

「運転免許証、マイナンバーカード、写真付き住基カード、在留カード、特別永住者証明書、
外国人登録証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、
住民票及びパスポート、住民票及び各種健康保険証のいずれか（限定列举）」

④2018年（平成30年）、2019年（令和元年）、2020年（令和2年）、2021年（令和3年）の
全ての期間の所得税の確定申告書及び青色申告決算書の控え

※2019年（令和元年）以降に開業された方は、当会では対象外とさせていただきます。

⑤2018年（平成30年）11月から対象月（売上減少した月）までの各月の帳簿書類（紙媒体に限
る）

⑥2018年（平成30年）11月以降の全ての事業の取引を記録している通帳

登録確認機関が任意に選択した複数の年月に関する法人等（★）との取引内容について、通帳の入出金履
歴（取引先名称、金額）と「⑤帳簿書類（2018年11月から対象月までの各月）」における請求書又は領
収書等を基に確認します。

★屋号が明らかな場合など、事業を実施していない個人ではないと識別可能な個人事業者も含む。

※合理的な理由により、上記の通帳が存在しない場合はその理由をお尋ねします。

⑦事業主自身が自署した宣誓・同意書（下記リンク先から入手してください）

なお、上記③～⑦は下記リンク先で詳細を確認できます。

https://jigyousei-fukukatsu.go.jp/prior_confirmation/required.html

【当会での『事前確認』実施期間（完全予約制）】

令和4年4月1日（金）から令和4年5月25日（水）まで（終期は予定）

当会までお電話でご予約下さいますようお願い致します。TEL：03-3771-8859

【事業復活支援金リンク先一覧】

- ・事業復活支援金の詳細について（PDF）（必ず一読してください）
https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/pdf/summary.pdf
- ・事業復活支援金 HP（事業復活支援金全般について）
<https://jigyoyou-fukkatsu.go.jp/index.html>
- ・事前確認に必要な書類等について（事業復活支援金 HP 内）
https://jigyoyou-fukkatsu.go.jp/prior_confirmation/required.html
- ・事業所得の個人事業者向け制度の概要（事業復活支援金 HP 内）
<https://jigyoyou-fukkatsu.go.jp/overview/kojin.html>
- ・事業所得の個人事業者向けの事業復活支援金シミュレーション（事業復活支援金 HP 内）
<https://jigyoyou-fukkatsu.go.jp/simulator/kojin.html>
- ・事業所得の個人事業者向けの申請に必要な証拠書類について（事業復活支援金 HP 内）
https://jigyoyou-fukkatsu.go.jp/procedure_flow/kojin.html
- ・申請における注意事項（事業復活支援金 HP 内）
<https://jigyoyou-fukkatsu.go.jp/inadequacy/index.html>
- ・申請サポート会場について（事業復活支援金 HP 内）
<https://jigyoyou-fukkatsu.go.jp/support/index.html>
- ・よくある質問（事業復活支援金 HP 内）
<https://jigyoyou-fukkatsu.go.jp/faq/index.html>
- ・事業復活支援金申請要領（PDF）
https://jigyoyou-fukkatsu.go.jp/assets/files/f_yoryo_kojin.pdf